

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第120条第1項及び第171条第4項</u>の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。</p> <p>1 略</p> <p>2 指示の期間 平成17年6月3日から<u>令和4年3月31日</u>まで</p>	<p>漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第67条第1項及び第130条第4項</u>の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。</p> <p>1 略</p> <p>2 指示の期間 平成17年6月3日から<u>令和3年3月31日</u>まで</p>